解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

大阪府堺市西区鳳東町一丁三四番地

有限会社奈良質舗

清算人　奈良　勝子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

大阪市淀川区宮原二丁目七番二号

株式会社日新

代表清算人　伊藤　新治

解散公告

当社は、平成二十九年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

兵庫県姫路市飾磨区中島字相生梅二一七二番地の一

株式会社玉岡マテリアル

代表清算人　小西　聖文

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

岡山県真庭市蒜山中福田六六一番地五

有限会社蒜山新聞販売所

清算人　進　　和彦

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

岡山県久米郡美咲町原田一九三一番地

有限会社井上工務店

清算人　井上　英昭

解散公告

当社は、平成二十九年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

広島県東広島市安芸津町小松原二一一番地

株式会社中国スペースアップ

代表清算人　山口　博之

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十九年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

福岡市南区長丘四丁目八番三三号

有限会社都市エンジニアリング

清算人　重住みどり

解散公告（第一回）

当社は、平成七年十二月七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

千葉県松戸市松戸新田四九八番地

松栄商事有限会社

清算人　見付　泰範

連絡先　千葉県松戸市新松戸四丁目二八番地の二新松戸ＮＣＡマンション二〇四号室　見付法律事務所

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年六月十九日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

兵庫県南あわじ市倭文長田一〇九八番地

長田土地改良区

清算人代表　山平　　睦

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年七月二十四日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

島根県松江市殿町三三番地

南殿町地区市街地再開発組合

代表清算人　中村　儉三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年七月十日に定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

神奈川県厚木市水引二丁目六番三二号

医療法人社団三期会

清算人　宮内　繁子

解散公告（第三回）

当社は、昭和五十八年八月三十一日株主総会の決議により解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十九年（ヒ）第四十六号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月九日

東京都大田区大森南二丁目二五番四号

株式会社八洲総業

清算人　弁護士　大串　淳子

連絡先　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

平成二十八年度決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千円）

資産の部

流動資産	三六、〇八八
固定資産	四、七二八、九一二
資産合計	四、七六五、〇〇一
負債及び正味財産の部	
流動負債	四、三四三
固定負債	四一、三〇五
指定正味財産	三四六、二六九
一般正味財産	四、三七三、〇八二
負債及び正味財産合計	四、七六五、〇〇一

平成二十九年六月二十三日

東京都港区北青山二丁目五番一号

公益財団法人伊藤忠記念財団

代表理事　小林　栄三

配当公告

埼玉県三郷市彦成五丁目二三五番地一

破産者　東京もち株式会社

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十七年（フ）第二七二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九四九、二四〇、〇六〇円

一、配当することのできる金額

金五一、七四九、七七五円

平成二十九年八月九日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所

破産管財人　山越　　悟

配当公告

埼玉県三郷市彦成四丁目四番二二―二〇三号

破産者　吉川　昌利

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十七年（フ）第三〇一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八九一、九二七、四二一円

一、配当することのできる金額

金一七、四一四、六三六円

平成二十九年八月九日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所

破産管財人　山越　　悟